





AEO 制度

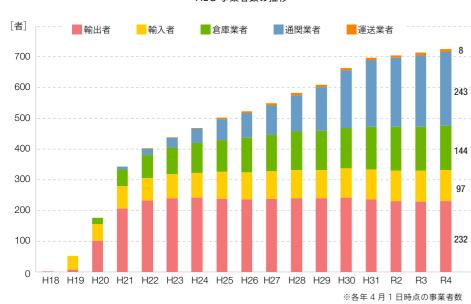
平成13(2001)年9月11日に米国で発生した同時多発テロにより、税関には国際物流におけるセキュリティ確保と貿易の円滑化の両立の必要性が一層求められるようになりました。このような流れを受け、平成17(2005)年、世界税関機構(WCO)において、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が認定し、税関手続の緩和・簡素化のベネフィットを提供する AEO (Authorized Economic Operator)制度の概念を含む国際的な枠組み(基準の枠組み)が採択されました。現在、世界で90を超える国・地域において AEO制度が導入されています。

— AEO 制度の概要

日本も平成18(2006)年3月に輸出者を対象にAEO制度を導入し、その後、制度の対象を輸入者(平成19年4月)、倉庫業者(平成19年10月)、通関業者・運送者(平成20年4月)、製造者(平成21年7月)に広げ、制度を拡大してきました。下の図表はAEOの承認・認定を受けた事業者数の推移です。日本におけるAEO制度の導入から16年が経過し、AEO事業者数は令和4(2022)年12月現在で737者となっています。

税関からAEOの承認・認定を受けるためには、事業者において、関係する税関手続に係る 業務を適正かつ確実に遂行することができる能力(業務遂行能力)を有しているか、関係する 税関手続に係る業務について、代理人などを含めて法令を遵守するための事項を規定した規 則(法令遵守規則)を定めているかなどの審査を受け、基準を満たす必要があります。さらに、 承認・認定後も、業務遂行能力の維持と法令遵守規則の履行ができているか、税関による定期 的な事後監査が行われます。

AEO 事業者数の推移



── AEO 制度のベネフィット

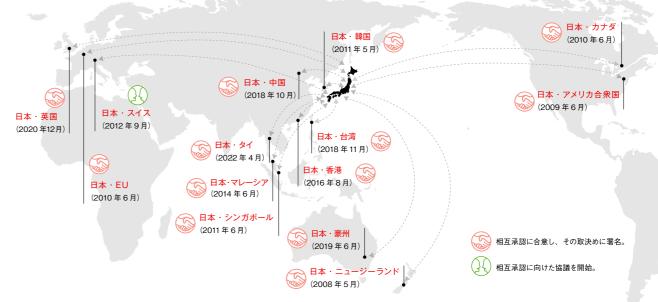
AEO 事業者として承認・認定さ れた事業者は、様々な形で税関手 続の緩和・簡素化のベネフィット を受けることができます。例えば、 AEO輸出者は、貨物を保税地域に 搬入することなく輸出の許可を得 ることができ、AEO輸入者は、貨 物が本邦に到着する前に輸入申告 を行い輸入の許可を得ることがで きるなど、税関による審査・検査が 軽減され、物流の円滑化が可能と なります。また、AEO輸出者、AEO 輸入者及びAEO通関業者は、輸 出入申告官署の自由化制度(⇒48 ページ)を利用することも可能とな ります。



—— AEO 相互承認

国境を越えたAEO制度の効果としては、相互承認の制度があります。これは、AEO制度を有する二国(地域)間で、それぞれのAEO制度(AEO事業者)を相互に承認することにより、二国(地域)間の貿易におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外で一貫した一層の貿易円滑化を目指すものです。

これにより、例えば、日本で承認されたAEO輸出入者が関与する貨物について、相互承認の相手国における税関手続でもリスクに応じて審査・検査の負担が軽減されるなどの追加的効果が生まれ、リードタイムの短縮が可能となります。



日本では平成20(2008)年5月のニュージーランドとの間での相互承認を皮切りに、平成21(2009)年6月には米国と、平成22(2010)年6月にはカナダ及びEUと、さらに平成30(2018)年10月には中国とも相互承認を締結しました。令和4(2022)年12月現在で、13の国・地域との間で相互承認を実施しており、引き続き拡大に努めていきます。

